

【災害査定官座談会】

平成23年 災害査定官座談会

～平成22年災害査定を振り返って～



平成23年1月28日に(社)全国防災協会の会議室において、本省防災課の高橋総括災害査定官をはじめとする9名の査定官にお集まり頂き、座談会を開催しましたのでご紹介させていただきます。

座談会出席者

総括災害査定官	高橋 洋一	災害査定官	西本 靖	災害査定官	上原 信司
災害査定官	児島 優一	〃	桑原 誠	〃	戸倉 健司
〃	平石 進	〃	松本 比呂志	〃	岩館 知哉

1. 平成22年災害を振り返って

[高橋総括災害査定官]

それでは、「平成22年災害査定を振り返って」ということで、座談会を開催します。まず、平成22年の災害を振り返ってみますと、静岡県小山町や鹿児島県奄美大島、山口県山陽小野田市や岐阜県可児市、北海道旭川市など、昨年の災害は局地的な豪雨による被災が多かったと感じた1年でした。平成22年は、緊急調査に6回赴いたことや、国全体では補助、直轄併せて被害報告数が約8,400箇所（過去5カ年平均の約0.6倍）、被害報告額が約1,005億円（過去5



総括災害査定官 高橋 洋一

カ年平均の約0.4倍)と過去1番少なかったこと、また、その中でも直轄災害が約40箇所、71億円と少なかったことなどが特徴としてあげられるのではないのでしょうか。

このような中、都道府県、市町村の担当者の方々、財務省の立会官の方々、各地方整備局の査定官、検査官等多くの方々のご協力によりまして、無事1年を終える事ができました。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。

それでは、この一年を振り返って災害や査定の特徴など話して頂きたいと思います。



(主) 名瀬竜郷線 (鹿児島県龍郷町)

[松本災害査定官]

私が行った査定の特徴としては離島巡りですね。佐渡島から始まって、種子島、対馬、五島、隠岐の島、奄美大島と6島にお邪魔しました。離島に行ってみたことは、どこも海と山が美しく、独特の歴史・文化があり、観光が主要な産業になっている場合が多く、早期復旧が切実だと思いました。全てにおいて輸送費が本土より余分にかかるなど経済的には不利な条件の中で精一杯頑張っていると感じました。

[兒島災害査定官]

昨年は、被害報告額が過去1番少なかったのですが、私の場合、査定回数としては、平成21年より多く13道県16回、査定に行きました。北は北海道から南は沖縄県まで、日本各地に行きましたが、地域により気候、地質等が異なり、災害も地域特性があるなど感じました。

特に昨年の災害は、局地的な豪雨が多く、比較的

規模の大きな災害が多かったのではないかと思います。



しのどう
篠堂川 (広島県庄原市)

[西本災害査定官]

そうですね。私が査定に出かけた広島県庄原市、宮崎県都城市や鹿児島県奄美大島でも局地的豪雨などにより、本当に限られた範囲に大きな被害が発生していると実感しました。

また、この一年、北海道から鹿児島県まで15道府県に15回の災害査定に赴きましたが、その内2回が延泊になるなど、県の方々にいろいろとお手数をおかけするとともに、みなさんにご心配をおかけしました。



(主) 都城隼人線 (鹿児島県霧島市)

[戸倉災害査定官]

印象に残っているのは、山口県第7次査定ですね。厚狭川河口付近で民家連坦部前面の高さ約8m(パ

ラベットを含む)の兼用護岸が延長約90mに渡って欠壊、湧水が主な原因と思われる高盛土(直高約20m)の道路が延長約80m崩壊など、その規模の大きさを実感しました。



あさ 厚狭川(山口県山陽小野田市)

[桑原災害査定官]

私が印象に残っているのは、山口県での査定です。7月12日から5日間をかけて県の南西部を中心に机上8箇所実査19箇所の予定で査定を担当しました。梅雨末期の季節であり、ある程度の覚悟はしていましたが、前週の10日から降り続いた雨は16日までに県の西部で500mmを超える大雨となり、また、多くの地点で50mm/hrを上回る集中豪雨となったため、各路線が通行止めとなってしまいました。そのため査定現場に行くことが出来ず7件が机上査定に変更となりました。また、県の方々も災害対応の中での査定であり大変ご苦労をおかけしました。なお、翌17日には梅雨が明けました。

[岩館災害査定官]

特に印象に残っているのは台風9号です。当時は新潟県に出向しておりました、直撃の恐れもあり警戒していたのですが、進路がいきなり日本海側より太平洋側へと向かいました。上陸直後に熱帯低気圧となりましたが強い雨雲を伴っていたため、静岡県小山町や神奈川県山北町などにおいて局地的豪雨をもたらし、甚大な災害が発生したわけです。当時、新潟にてTVなどから伝えられる災害状況を気にしていましたが、その時は、自分が査定官としてその現場に赴くことになるとは考えもつきませんでした。

11月や12月の豪雨・風浪による災害が発生し、年が明けて1月末まで査定が入るというのも特徴ではなかったでしょうか。10月1日付けで災害査定官を拝命し、5道県6回の査定に赴きましたが、1月、暴風雪警報・波浪注意報が出る中、波を被りながらの秋田県での海岸の査定は記憶に新しいところです。

[平石災害査定官]

台風9号による静岡県小山町の災害が印象に残っています。須川という山地部の急流河川が約4kmに渡って越水し、ブロック積護岸、背後のわさび田などが至る所で被災しており、元の河川がどこにあったのかわからないような状況でした。幸いにも人災はなかったのですが、水の威力を改めて思い知らされました。

被災箇所は3箇所でしたが工区は合計で43工区あり、また川のなかを歩いての査定となり、思った以上に時間がかかり、査定に1日以上かかってしまいました。



あしがら みほ 町道足柄三保線(静岡県小山町)

[上原災害査定官]

私も、特に印象に残っているのは静岡県の小山町の災害ですね。上流部からの土砂流出が多く、数mの河床上昇を引き起こしている河川がありました。査定に行った時は河床が掘削されており、緊急的に施工した大型土嚢が自分の立っている数m上に設置されていて、土砂流出の多さに驚かされました。

岐阜県の可児川の水害現場にも伺いましたが、普段は大人しい川が急激に水位上昇して氾濫していました。

これからこのような局地的な豪雨災害が多くなる

のではないかと思います。日頃からの備えと、防災対策が重要であると改めて痛感しました。

2. 災害発生直後からの迅速な対応の重要性

[高橋総括災害査定官]

地域の早期復旧、民生安定のためには、災害発生直後からの迅速な対応が求められます。災害査定を通じて各査定官が感じた事などを語ってもらいましょう。

[児島災害査定官]

緊急調査で静岡県小山町に行きましたが、被災箇所が概ね10km四方の狭い区域に集中しており、大量の流木や火山噴出物であるスコリア等が河道を埋塞し、被害を拡大したものと思われました。現場では、被災直後から次期出水に備え、河道の掘削や大型土のうによる仮設護岸の設置が行われていました。

家の基礎の一部が流出している箇所や河道が跡形もない箇所もあり、初動復旧の重要性を痛感しました。

2カ月査定は、地域の安全安心を1日も早く確保するために取り組んでいることですので、準備ができたものは、2カ月という期間にとらわれず、応急工事を含め早急に対応をして頂きたいと思います。



静岡県小山町災害緊急調査 (H22. 9. 15~16)

[西本災害査定官]

今年、先輩の査定官に薦められて富士山の宝永大噴火を題材にした新田次郎著「怒る富士」を読みました。現在の災害復旧とは若干異なるかもしれませんが、当時の江戸幕府、関東郡代伊奈半左衛門はこの大噴火の三カ月後には酒匂川改修工事を開始する

という迅速な行動をとったとのこと。このスピード感は現在の災害復旧にも通じるところがあると感じました。

災害発生直後の対応について、施設管理者として、河川の護岸が欠壊したり、道路の盛土が崩壊した場合などに、応急的に大型土のうを積んで被害の拡大を防止したり、通行を確保したりすることは、民生の安定を図るためにも必要であり、重要なことだと思います。しかしながら、災害復旧事業においては、「応急工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであり、特別の事情があると認められる場合に限り、費用の全部又は一部が国庫負担の対象になる。」ということも理解していただきたいと思います。



災害査定官 西本 靖

[平石災害査定官]

災害直後の迅速な対応は管理者として重要です。護岸が被災した場合、応急仮工事で欠壊防止として大型土のうを積むわけですが、背後に人家等がない場合でも護岸天端高まで積んでいる例が見られました。管理者としてやるのはいいのですが、査定で認められる工法は、毎年1回程度の出水等で被災する恐れのないようなものとなっており、この場合はすこしやりすぎのように思われます。

[戸倉災害査定官]

そうなんですね。応急仮工事においては、(河川や道路などの)施設管理者として必要と判断して実施した範囲と負担法で採択できる範囲は必ずしも一致しないということを認識していただきたいと思います。

護岸の欠壊防止高さは良くある議論の1つです

が、応急仮工事として実施したものはすべて負担法の対象となるわけではありません。しかし、施設管理者としてやらなければならない範囲があると思います。

[上原災害査定官]

ある箇所では橋梁が被災して通行止めになって、仮橋が掛けられていたのですが、うっかりすると被災箇所を見落としてしまいそうな立派な2車線の仮橋がかかっていました。事前協議でも「応仮としては立派すぎる」と話していたのですが、現場でも同様な議論が繰り返され、なかなか納得してもらえませんでした。折角の事前打合せの趣旨が伝わっていないのかな?とも感じました



災害査定官 上原 信司

[岩館災害査定官]

事前打合せは、限られた資料・説明の中で、負担法でカバーできる範囲の見極めとそのポイント、復旧工法の提案などを行っているのですが、特に「事前打合せの実施」=「工事の詳細まで認められている」と思われている査定現場においては、打合せ時と同じ議論が繰り返され、査定に時間を要しましたし、とてもやるせない思いをしました。

事前打合せの目的は、査定を迅速に進め、手戻りを少なくし、早期復旧に結びつける事です。また、災害手帳にも記載されている通り、災害復旧工事としての採否は、事前打ち合わせの際ではなく、あくまでも査定の時点で決定されることとなります。

現場と我々査定官のパイプ役となる本庁の担当者の方は、事前打合せの趣旨につき、再度確認頂き対応頂ければと思います。

3. 適正な災害申請について

[高橋総括災害査定官]

円滑に査定を進めるためには負担法のルールに基づき、また、申請者心得10箇条も参考としつつ、適切な申請をして頂く必要があるかと思いますが、査定現場における状況はどのようなものだったでしょうか?

また、被災前状況を説明する資料や査定に際して工夫している事例はなかったでしょうか。

[松本災害査定官]

私の場合、河川や道路の埋塞土の掘削において写真が極端に少ないケースや写真に縦横のスケールが入っていない事例が多くありました。電話だけで業者さんに依頼しているのかなと感じましたが、現場を見て管理者の責任で決めるという基本を愚直に実行して欲しいと思いました。



[平石災害査定官]

申請者は現場をみているのかなと思われる事例がいくつかありました。

DHWLを聞くと、実施の場所ではなくて写真を示したり、用地境界を聞くと図面からスケールアップしその場で測ったりする例が見られました。自分で確認していればすぐに答えられるはずです。DHWLや用地境界の確認は申請の基本です。申請者心得10箇条にも載っていますので、申請者が自分の目でしっかり確認してもらいたいと思います。

[戸倉災害査定官]

特に災害申請の少ない事務所において、河川災害の基本である痕跡水位を十分確認せず担当者まかせのまま査定を迎えたというケースに少なからず出会

いました。査定の現場で、申請者が若手職員に「痕跡水位はどこだ」と質問するような状況はやめてほしいものです。

[児島災害査定官]

私も入り口論である被災水位の確認ができなかったり、工法を左右する官民境界が、図示されていなかった現場に多く出会いました。洪水痕跡は、日を追う毎に消えていきます。出水後のパトロール等での被災確認時写真に納めておけば良いと思います。不動点とともに写真に納めておけば、高さは後日測れますし、デジタルカメラですから何枚でも残しておけばいいと思います。一方、査定設計書に申請者心得10箇条を添付し、チェック欄を設け、確認している県もありました。基本事項をしっかりと確認してもらいたいと思います。



災害査定官 児島 優一

[桑原災害査定官]

道路災害において山手側の斜面が崩壊し土砂が崩れており、斜面对策が申請されている現場なのですが、崩れた土砂が道路面まで届いていない。車両の通行には何ら支障となっていないのです。法面が崩壊しているのは事実ですが、申請にあたっては、法面が崩れたことによって何が困っているのか、また公共土木施設にどんな支障を生じているのかをよく判断して頂きたいと思います。

また、土砂流出の災害などでは、被災直後には取り敢えず交通確保のため土砂取り除きが最優先になりますが、現場の誰でもいいから被災直後の写真を撮っておいてもらえたら崩土除去も計上できたのに、と思うことがありました。手も足りず混乱している中で難しいのは重々判るのですが、経験豊富な

方が現場に対するちょっとしたアドバイスをかける事も重要ではないかと感じました。



災害査定官 桑原 誠

[上原災害査定官]

例えば、「河川堤防の洗掘による災害申請で、前面の堆積土砂が流されて、堤防脚部が僅かに侵食されているのみでも、全面にブロック張り」の申請や、「護岸の吸い出しによる被災で、対岸の護岸や直上流の横工の基礎が浮いていても災害申請に含めていない」、等のケースがありました。これらは、自分たちの維持管理すべき施設を十分理解しているのか？とってしまいます。何が維持管理すべき施設で、本来どうあるべきかを、きちんと考えて申請して欲しいですね。

施設の設計等を担当者やコンサル任せにして現場を見ていないのでは？と思うことがしばしばあります。今一度、決裁する際に申請者心得を読み返して欲しいですね。その意味では、ある県で、付箋の裏に申請者心得10箇条を印刷している所がありました。良い工夫だと思いますが、裏でなく決裁文書に付けておいても良いのではないのでしょうか。

[西本災害査定官]

災害査定を円滑に行うためには、査定官として自己研鑽し、技術力の向上を図ることはもちろんですが、申請者としても適切な災害申請に努めていただきたいと思います。

15回の災害査定を振り返ってみると、被災水位(DHWL)の確認、起終点の考え方、被災メカニズムを踏まえた復旧工法の考え方などが簡潔に説明しただけなかった場合に手間取った(時間を要した)ように思います。いずれも申請者心得10箇条に含ま

れる内容ですので、今一度、各申請者において周知徹底をお願いします。

また、少し観点は違いますが、分かりやすい査定設計書、図面を作成することも円滑な災害査定を行うためには重要だと思います。仮に査定でカット等になった場合においても修正作業や検算の時間短縮、修正漏れ等を無くすることが出来るのではないのでしょうか。

[児島災害査定官]

応急工事を行う時には、復旧を急ぎたい気持ちも分かりますが、査定時に被災の状況を確認できるように写真を残してもらいたいと思います。

道路の法面崩壊の災害現場で、生き埋めになっているかもしれない状況の中で、スタッフ等のスケールを当てて写真は撮れない状況であったとの説明がありました。先ほども言いましたが、とにかく被災状況の写真を数多く写しておく、後から、電柱の足場の何段目まで崩土があるとか、柵の何列目、何段目まで崩土があったとか、後日スケールを当てて撮った写真などと見比べるなどして数量を確認できることもあります。撮影の際に被災箇所の遠景や近景、不動点などポイントを押さえた撮影ができれば、より効果的ですが、とにかく被災時の写真を残し、説明する工夫をして欲しいと思います。



[桑原災害査定官]

ある県において過年災として判断されてもおかしくない現場がありました。豪雨による河岸が欠壊したためコンクリートブロック積みによる復旧を行うというものです。現地に行ってみると、申請区間には既に2段積み的大型土のうが設置してありました。明らかに古い土のうであったため、理由を聞く

と、5年前の出水により河岸が小規模に被災したため対策として実施したとのことでした。施設管理者として、被災した時点で速やかに申請してほしいと強く感じましたね。

[松本災害査定官]

近年災害が少なく、災害復旧事業に対する理解が不十分と思われる自治体の申請も多く見受けられました。災害復旧事業は、本来、管理者が行う災害復旧に対して、その負担を軽減させるために、国が負担法に基づき、応分の負担を行っている事業です。

施設管理者側としては、災害を契機に“よりよいものを”という思いは分かりますが、その思いと災害復旧事業は、異なるものなので御理解いただきたいと思います。

[平石災害査定官]

ある県の出先事務所では、週2～3回の車による道路パトロールの他に徒歩による点検を行っていました。週3回、1回半日、主に構造物の点検しながら全区間歩くとのことで、点検時の写真もちゃんと整理されていました。常日頃から、管理施設を把握し、また被災前の状況を整理しておくことは、いざ災害が生じた際において迅速な対応につながるのではないかと思います。

[岩館災害査定官]

査定時において、誰が作ったかわからない・管理者が誰かわからないといったこととなれば、採択要件にもあるように災害復旧事業の適用外となる場合も当然あり得ます。

査定時ではないですが、施設管理者としての責任を問われる場合もあるかと思います。

今一度、自分たちが管理する施設の数、状況など、通常時の点検を通じてしっかりと把握、整理する努力をして頂ければと思います。

話はわかりますが、査定はなんといっても安全第一。基本的なことではありますが、枝を跨ぎ、クラックを飛び越して行かなければならないような箇所では、査定班全体の安全にも配慮しなければならず査定に集中できません。ある市・町の河川、道路の査定現場では、枝打ちや通路の確保など、現場の整備がよく成されていました。特に多工区に渡る現場であったため、移動時間が短縮された分、査定に集中でき、結果として円滑に査定が進んだと思います。

[桑原災害査定官]

今年には通常の維持管理についてのヒアリングも同時に行いましたが、同じ県でも事務所毎に管理方法が異なったり、住民からの通報記録を残していなかった事例もあり、利用頻度の関係から道路管理に重点が置かれているようです。一方、昨年春の点検時に橋梁から管理河川の上下流の写真を全箇所撮影し整理している事務所もありました。定点撮影を重ねることにより河道の深掘れ、砂州の溜まり具合、植生の繁茂状況などが経年的につかめるのではないのでしょうか。各県においても準備を進めているとの事でしたので、データの蓄積をお願いしたいところです。

[兒島災害査定官]

そうですね。特に河川・海岸は定点の観測による写真を経年的に並べることにより、その河川が河床低下傾向にあるのか、堆積傾向にあるのか、前浜が痩せてきていないか判断できますし、早めの対応で被災に至らないかもしれません。ただ単に被災前の状況を写真に残すだけではなく、目的を理解して取り組んでもらいたいと思います。

話はかわりますが、査定が一番困るのは、雨なのですが、図面をビニールシートに入れて対応してくれたところがありました。

また、総単などの薄い設計書を回覧板等に挟んでいたりと、夕暮れ時に手元を照らすライトを準備しているところがありました。付箋が書きやすく、ちょっとした配慮がうれしかったですね。

[戸倉災害査定官]

私も一つ査定に際して良かった例を紹介しておきたいと思います。不可視部の確認手法についてですが、ある県では、砂防えん堤が洗掘により被災した現場において、水中ビデオ撮影を実施しており、査定時にビデオ確認する事で円滑な査定ができました。水中カメラに限らず、ファイバースコープなど、人が直接入れないような箇所の確認に使える機器の値段は1万円から3万円も出せば手に入るくらい身近なものとなってきています。安全に配慮しつつ、これらの工夫をして頂いた上で工法検討頂けると、迅速かつ適切な査定に繋がるのではないのでしょうか。

併せて、査定時におけるチェックリストの準備や、朱入れ後の集計システムの整備等により、査定事務の簡素化を図ることも査定の迅速化に繋がります。

ですので、引き続き検討頂ければと思います。



水中ビデオ撮影による基礎部の洗掘状況説明事例

4. 災害復旧工法の技術的課題等について

[高橋総括災害査定官]

近年、現場においては技術力の向上・継承や新技術の活用など、技術に関する様々な課題が取り沙汰されています。災害査定も例外では無いと思いますが、これら技術的課題などにつき思うところを述べて頂けますか。

[上原災害査定官]

河川の災害復旧の実施にあたっては、美しい山河を守る災害復旧基本方針の趣旨に則るとともに、河川 AB 表の活用をお願いしているところですが、内容を十分理解していないケースが目立ちます。単に作成しておけば良いのではなく、中身のチェックも重要です。勾配の取り方によって計算値が大きく変わるケースもあります。局所的（被災範囲のみ）でなく広範囲で勾配をチェックしつつ、最大洗掘の発生状況、洪水中の水理現象等を考慮し、計算結果や



表中の数値をチェックし、そこから被災原因の推定、復旧工法の妥当性を整理して欲しいですね。

[松本災害査定官]

仮設工法を十分検討していないケースも時々見受けられます。ロングリーチBHを使用すれば施工出来るのに、盤下げして施工する計画になっていたり、橋梁下の矢板打設の施工計画検討が不十分で申請替えという箇所もありました。仮設も重要ですので、適切な検討をお願いしたいですね。

[岩館災害査定官]

法面災害では、「フリーフレーム」+「鉄筋挿入」のケースが増えているような気がします。合理的に検討されているものなら良いですが、単に「県の規準」「心配」「あった方が良い」などから申請して、あとで理屈をつけて妥当性を説明しようとして「カット」されているのも多いのではないのでしょうか。結局余計に手間がかかっているような気がします。



災害査定官 岩館 知哉

[戸倉災害査定官]

切土法面対策については、現場条件が様々であるため例年苦慮するケースが多いテーマの1つです。この場で言いたいことは、申請時には、まずその地山の安定勾配をどのように評価しているのか、その根拠は何なのかということ、できるだけ定量的に、また周辺法面の実績などを踏まえて説明していただきたいのです。

同じ1:1勾配でも安定勾配と評価できるところと不安定勾配と評価する場合があるわけですので、評価した根拠も含めてまずしっかり説明してください。その上で法面安定対策工の比較検討結果の内容

説明という手順がわかりやすいと思います。



災害査定官 戸倉 健司

[児島災害査定官]

ある県で竹の土羽護岸の被災の申請がありました。その隣接地は、やはり竹藪の土羽護岸でしたが、実はその下にはブロック積があるとのこと。護岸勾配を少し緩くしており、そこに土砂が溜まり、竹の根が生え、隠し護岸となり、従前の状況に戻った理想的な環境となっていました。現場条件によりますが、少しの工夫で環境の回復が図られた良い事例だと思いました。

[平石災害査定官]

河川の埋塞災で被災前の河床の高さが議論になるのですが、元河床の確認にレーザープロファイラーデータを活用していた現場がありました。前年度、直轄の事務所で作成したLPデータがあり、それを借りて横断図を作成していました。今後もLPデータがあれば役立つと思います。



災害査定官 平石 進

[西本災害査定官]

例えば、あまり多くはありませんでしたが、ガードレールの基礎について「通常の事業ではこうしています。」とか「新しい基準ではこうですから。」との説明を受けることができました。

災害復旧と構造令の適用関係については、道路構造令の解説と運用にも「災害復旧工事等の場合には、道路構造令の規定によらない工事を行うことは差し支えなく、…」と記載されているように、災害復旧では、あくまでも（従前の効用を）原形復旧することが原則であり、通常の事業とは異なる点もあるので、頭を切り換えて取り組んでいただきたいと思います。

また、多くの新技術新工法が開発されていますが、新技術等を適用する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）への申請登録だけでなく、事後評価を確認するなど、適用の是非をよく検討する必要があります。

5. 災害復旧技術の継承について

[高橋総括災害査定官]

最後になりますが、災害査定官は負担法に基づき、その権限と責任を自覚しつつ、公平で信頼される査定を行う必要があるかと思っています。災害復旧技術の継承を含め、査定を通じ感じた事、また、査定にあたって心がけていることについて、お願いします。

[松本災害査定官]

コンサルまかせにしていると感ずることが時々あります。専門的なことをコンサルに相談することは当然としても、被災の起終点や工法の選択等の肝心なところは管理者の責任において理由をはっきりさせて決定して欲しいと思いますね。



災害査定官 松本 比呂志

現場に到着し20～30分で3者合意に達するわけですが、いつも考えることは、同じ効用を果たすために、もっと安い方法は無いだろうかということです。税金を投入する事業ですので、少しでも安くできる方法はないかと申請者の方も同じように考えて欲しいと思います。

[児島災害査定官]

昨年の災害査定でも、若い技術者からの申請が何件かみられました。去年の座談会でも話しましたが、若い人が、一所懸命説明をしている姿をみると頼もしくもあり、うれしくもあります。災害復旧事業は、被災原因や被災メカニズム、そして何よりも被災後の地形の中でいかに経済的な対策工法を選定するかという点で、技術力が求められます。査定毎にお願いしていますが、ぜひ、若い技術者を育てる意味で、また、技術の伝承を図る意味でも若い技術者に担当をさせていただきたいと思っています。

逆に難しい現場では、我々も勉強しないと判断できませんし、そういう意味では、私も勉強させて頂きました。

[上原災害査定官]

若い人が頑張っている、そのフォローを上司がしていないケースもありました。災害と言っても組織で対応するものですから、チーム全体で対応して頂きたいです。

ぜひ若い技術者の方が自信をもって説明してほしいですし、そのフォロー（技術的説明のみならず、押すところと引くところのタイミング等も含めた）を上司にお願いしたいですね。ある事務所では、所長自らがその役割を担っている方もおられました。所長自らとはなかなか行きませんが、技術の伝承、技術力の向上という意味では重要だと思います。



[戸倉災害査定官]

昨年は若手職員から申請を受けたことが何回かありましたが、残念ながら今年は、ほとんどそういう場面に出会うことがありませんでした。若手職員の方が査定官の前で実際に申請するという事は、良いことだと思いますので是非意識的に取り組んでいただきたいと思います。

[上原災害査定官]

大名行列のように査定現場に車が何台も連なっていくケースが時々あります。そのような現場に限って「船頭多くて船山に登る」になっている事がしばしばあります。必要最低限の人数でそれぞれの方が何をすべきか、理解して行動して欲しいと思います。それが結果的に人員の削減にもなると思います。現場では距離が遠いと指示者の声が聞こえなくなりますが、ある県では携帯無線を活用して指示を出しているケースもありました。

[西本災害査定官]

冗談のような話ですが、現地を確認し、指示事項を書こうとした際に査定設計書に付箋がなく、「付箋は？」という若い女性職員が走りだしました。彼女はどうも普通の付箋紙と勘違いしていたようでした。後で聞くと、その市では、ここ最近、災害復旧の経験がなく、災害をとりまとめる部署もなくなったために災害申請の技術（方法）が分からなくなっていたそうです。

また、災害復旧の技術に関してですが、土羽護岸が崩壊した場合、コンクリートブロック積工による申請が多く見受けられましたが、被災原因、河道特性、設計流速や現場条件等から杭柵工など従来からの工法による復旧についても積極的に検討していただき、技術（復旧工法）を継承していくことも必要ではないかと改めて思いました。

[松本災害査定官]

査定においては、どこでも同じような査定をしないと自分の軸がぶれてしまい、査定官としての責任が果たせなくなってしまうので、公平性は重要だと思っています。

最近は若い担当者の方が申請されるケースが多くなっているように感じており、各県とも人材育成を考えていると思います。先に少し触れましたが、災害復旧というのは独特の制度であり、いったん慣

れてしまえば制度の変更は余り無いので、プロというか専門家というか相談を受ける立場になれるのではないかと思います。各県には県庁や出先で災害を担当した経験の方が大勢いらっしゃると思うので、そういう人材を有効に活用し、市町村からの相談などにも乗ってあげて欲しいと思います。

[桑原災害査定官]

私の担当した査定では若い技術者の方が一番前で説明してくれた事が何度かありました。後ろでは課長や所長など上司の方が身を乗り出しながら心配そうにしていました。

査定時には被災の概要から対策工法まで、短時間に説明することが大変重要です。そのためには被災の原因、メカニズム、に加えて周辺施設の構造状況や地形、過去の施工記録などを調べ、箇所に見合った対応策を要領よく解りやすくまとめる必要があります。災害復旧事業を担当することは若い職員には大変勉強になると思いますので、上司の方の適切なフォローのもと機会があれば是非経験して頂きたいと思います。

[平石災害査定官]

申請が改良的だったり、予防的だったりする場合はカットとなるわけですが、査定は三者合意ですので、申請者に納得していただけるよう、負担法の考え方などをしっかり説明するように心がけています。

[戸倉災害査定官]

被災メカニズムは各々の現場で異なりますので、必ず確認するようにしていることと、同時に被災箇所周辺の現場状況を自分でも良く確認するように努めています。また復旧工法については、出来るだけ技術的な議論になるように心がけました。



[岩館災害査定官]

査定においては、とにかく、被災箇所の周辺環境もふくめ、現場をよく見ることを心がけました。

現場は多くを語ってくれます。被災痕跡、被災箇所及び周辺の地形・地質、植生、河床状況、既存施設の状況などなど、それらを良く見て、触れた上で、災害発生の経緯・メカニズムをイメージし、申請内容と照らし合わせ、公平な査定となるよう努めました。

査定を通じて感じた事は、各査定官が人材育成・技術の継承を言っていますが、特に、都道府県の方々には、県内の市町村を含めた人材育成・技術の継承に取り組んで頂きたいと思います。そういった心構えといいましようか、今後はますます必要になってくるのではないのでしょうか。

[桑原災害査定官]

全国建設研修センターで行う災害復旧事業の研修では、研修生をグループ分けし、実際あった災害を課題とし、申請書の作成、模擬査定を実施しています。模擬査定では、研修生が申請者側と査定官、立会官側に分かれて行います。このとき、査定官側は、慣れてくると申請者心得10箇条に記載されている項目を基本とし、起終点の決定根拠や工法決定の理由など鋭い質問が飛び交います。実際、査定する立場になるとどのような視点に着目し、申請すればよいか見えてくると思います。

査定技術の継承という意味では、おもしろい研修方法だと思いますので、各自治体が行う研修でも実

施してみても、どうでしょうか。いつでもお手伝いにお伺い致します。

6. おわりに

[高橋総括災害査定官]

8名の災害査定官に平成22年災害査定を振り返って

- ・災害及び査定の特徴
- ・迅速な対応の重要性
- ・適正な災害申請
- ・災害復旧工法の技術的課題
- ・災害復旧技術の継承

等について話してもらいました。

我々、査定官一同にとっても、1年を振り返り、反省すべきところは反省し、また、来年度に向けて、改めるべきことを再認識することができた座談会となりました。

読者の皆さんにおかれましても、1年を振り返って頂き、来るべき災害に備えて頂きたいと思います。

災害は起きて欲しくない誰もが願うところではありますが、残念ながら、今年も新年早々災害報告がなされている状況です。また、霧島山（新燃岳）の噴火や例年より多い積雪の影響も心配されるところであります。

本年も、我々査定官一同、迅速かつ公平な災害査定に取り組んで参りますので宜しく願いいたします。

申請者心得10箇条

1. 現地（特に背後地、前後施設、地質）を見ましたか。
2. 被災水位(DHWL)を確認しましたか。
3. 用地境界は確認しましたか。
4. 起終点は明確ですか。
5. 被災原因を把握しましたか。
6. 適正な復旧工法になっていますか。
7. 美しい山河を守る災害復旧基本方針に則していますか。
8. 仮設等の工種は適正かつ計上漏れはありませんか。
9. 設計書を担当者任せにしていますか。
10. その写真で机上査定ができますか。